

○前文

条 文	
<p><b>前文</b></p> <p>わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。</p> <p>江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。</p> <p>わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大きい自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にする、人中心のまちづくりを進めていきます。</p> <p>ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。</p>	
令和3年9月 提言内容	
なし	
主な取組事例	
なし	
アンケート	市の自己評価
関連項目なし	
メモ	

○第 1 章 総則

条 文	
<p><b>第1条 目的</b> この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。</p>	
<p><b>第2条 定義</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                      (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。                      (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。                      (3) 市 議会及び市長等をいう。                      (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。                      (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。</p>	
<p><b>第3条 市民自治の基本理念</b> 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。</p>	
<p><b>第4条 市民自治の基本原則</b> 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。                      (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。                      (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。                      (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。</p>	
令和 3 年 9 月 提言内容	
なし	
主な取組事例	
なし	
アンケート	市の自己評価
関連項目なし	
メモ	

○第 1 章 総則

条 文	
<p><b>第5条 この条例の位置付け</b>                      この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。                      2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。</p>	
令和 3 年 9 月 提言内容	
<p>・ 条例の位置づけについて                      自治基本条例が、江別市のまちづくりにおける最高規範として存在しており、その下に市民参加条例をはじめとして、多くの条例や規則があります。これらの法体系について体系図を示すなど、分かりやすく説明すべきであると考えます。</p>	
主な取組事例	
<p>提言を踏まえた市の取組(R3～R5)                      ・ 解説書の改訂                      「法的位置づけ」の図表を新たに追加し、よりわかりやすい解説書となるよう改訂を実施  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料 1-P1</span></p>	
アンケート	市の自己評価
<p>関連項目なし</p>	<p>市民の認知度及び理解度の向上のため、自治基本条例は、江別市のまちづくりにおける最高規範であるという啓発は、継続する必要があると考えます。</p>
メモ	
Empty space for memo content	

○第2章 市民

条 文	
<p><b>第6条 市民の権利</b>            市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。            2 市民は、市政に参加する権利を有する。            3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。</p>	
令和3年9月 提言内容	
なし	
主な取組事例	
なし	
アンケート	市の自己評価
関連項目なし	
メモ	

○第2章 市民

条 文	
<p><b>第7条 市民の責務</b></p> <p>市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。</p> <p>3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。</p>	
令和3年9月 提言内容	
<p>・市民の責務について</p> <p>「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」という表現は、まちづくりに参加することに対してハードルを上げてしまうことが危惧されます。厳しい表現により市民を委縮させ、抑制することが本旨ではないことから、解説やリーフレット等で柔らかい言葉で説明するなどの工夫が必要です。</p>	
主な取組事例	
<p><b>提言を踏まえた市の取組(R3～R5)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解説書の改訂                      厳しい表現により市民を萎縮させないよう柔らかい表現になるよう解説を工夫 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-1</span></li> <li>・表現の工夫                      市民や事業者のまちづくりへの参加に対するハードルを上げることのないよう、リーフレットやパンフレットの作成時に表現を工夫 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-2</span></li> </ul> <p><b>その他の取組事例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりアンケート等各種調査への回答</li> <li>・パブリックコメントの実施件数及び意見提出した人の数                      (R3年度 10件 31人、R4年度 3件 10人 )</li> <li>・出前講座の利用による情報の取得                      (R4年度 105回 3,821人 R5年度 133回 7,165人)</li> <li>・防災訓練や避難所運営訓練等への参加                      (R4年度21,162人参加、R5年度 26,694人参加)</li> </ul>	
アンケート	市の自己評価
<p>関連項目なし</p>	<p>市民の責務に関する表現については、解説書を改訂したほか、市民のアイデアを盛り込んだパンフレット・リーフレットを柔らかい言葉を用いて作成しました。</p> <p>これら解説書やパンフレット・リーフレットを活用し、周知を継続する必要があると考えます。</p>
メモ	

○第2章 市民

条 文	
<p><b>第8条 事業者の責務</b>            事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</p>	
令和3年9月 提言内容	
なし	
主な取組事例	
<p>その他の取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内郵便局との住民サービスの向上に係る包括的連携に関する協定締結(H30年) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-3</span></li> <li>・民間企業等と災害時協力協定を締結(R5年度末 76団体) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-4</span></li> <li>・(株)ノーザンフロンティアと「環境学習等に関する協定書」を締結(H24年度)</li> <li>・えべつ市民カレッジ(H26～)</li> </ul>	
アンケート	市の自己評価
関連項目なし	
メモ	

○第3章 議会及び議員

条 文	
<p><b>第9条 議会の役割と責務</b></p> <p>議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。</p> <p>2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p>	
令和3年9月 提言内容	
なし	
主な取組事例	
<p><b>その他の取組事例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例の制定(H25) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-5</span></li> <li>・年4回、市議会だよりを発行 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-6</span></li> <li>・議会ホームページの開設 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-7</span></li> <li>・市民と議会の集いの開催(H26～) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-8</span></li> <li>・委員会傍聴者に対する資料の提供(閲覧用)(H24～)</li> <li>・委員会における請願者の陳述機会の確保(H25～)</li> <li>・委員会における陳情者の陳述機会の確保(R2～)</li> <li>・本会議のインターネット中継の実施(H26～)</li> <li>・議会フェイスブックの開設(H29～)</li> <li>・議会広報広聴委員会の設置(H29～)</li> <li>・政務活動費領収書の公開(H30～)</li> <li>・委員会録のホームページ公開(H31～)</li> </ul>	
アンケート	市の自己評価
関連項目なし	
メモ	

○第3章 議会及び議員

条 文	
<p><b>第10条 議員の責務</b>            議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。</p>	
令和3年9月 提言内容	
<p>第2条では、まちづくりにおける広い意味で、個人はもちろん団体も含んで「市民」と定義していますが、第10条及び第11条では、「市民の信託」という表現により、有権者としての市民を指していると受け取ることができます。条項によって「市民」の定義が統一されておらず分かりにくいいため、解説書の中で説明をする必要があります。</p>	
主な取り組み事例	
<p><b>提言を踏まえた市の取組(R3～R5)</b>            ・解説書の改訂            表現の見直しや注釈を増やすことにより、よりわかりやすく解説書(自治基本条例の条文と解説)を改訂 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-9</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-10</span></p> <p><b>その他の取組事例</b>            ・一般質問における一問一答方式の実施(H24～)            ・委員会における自由討議の実施(H25～)            ・議案に対する賛否の公開(H26～)</p>	
アンケート	市の自己評価
<p>関連項目なし</p>	<p>「市民の信託」について、表現を見直し、解説書の改訂を行いました。</p> <p>本条に規定する議員の取組姿勢については、条例の趣旨のとおりであると考えます。</p>
メモ	

○第4章 市長及び職員

条 文	
<p><b>第11条 市長の役割と責務</b></p> <p>市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。</p>	
令和3年9月 提言内容	
<p>【再掲】</p> <p>第2条では、まちづくりにおける広い意味で、個人はもちろん団体も含んで「市民」と定義していますが、第10条及び第11条では、「市民の信託」という表現により、有権者としての市民を指しているを受け取ることができます。条項によって「市民」の定義が統一されておらず分かりにくいいため、解説書の中で説明をする必要があります。</p>	
主な取組事例	
<p>提言を踏まえた市の取組(R3～R5)</p> <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解説書の改訂 表現の見直しや注釈を増やすことにより、よりわかりやすく解説書(自治基本条例の条文と解説)を改訂 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-9</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-11</span></li> </ul> <p>その他の取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長との未来づくり懇談会(R5) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-12</span></li> <li>・江別市人材育成基本方針の改訂(R5) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-13</span></li> <li>・定例記者発表による情報提供</li> <li>・自己研修の支援、職場研修、職場外研修の実施 (R4年度 768人受講、R5年度 811人受講)</li> </ul>	
アンケート	市の自己評価
<p>関連項目なし</p>	<p>「市民の信託」について、表現を見直し、解説書の改訂を行いました。</p> <p>市長の取組姿勢及び職員の育成については、条例の趣旨を遵守して行われていると考えます。</p>
メモ	

○第4章 市長及び職員

条 文	
<p><b>第12条 職員の役割と責務</b>            職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。            2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。</p>	
令和3年9月 提言内容	
<p>市職員においては、ほぼ全員が条例の存在を認知しているとのことですが、知っているだけではなく、理解して実際に業務に生かしていくことが重要であることから、研修等の内容をさらに工夫していく必要があります。</p>	
主な取組事例	
<p><b>提言を踏まえた市の取組(R3～R5)</b>            ・新人職員研修での周知            4月実施の前期新人研修及び8月実施の中期新人研修内において、実業務へ生かすため新人職員向けに、自治基本条例についてわかりやすく説明(R5 32名受講) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-14</span></p> <p><b>その他の取組事例</b>            ・5年目以降の職員の政策形成、政策法務基礎研修を、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上のため実施            ・育児休業中の職員に対し、通信講座等の研修に関する情報の提供            ・【再掲】自己研修の支援、職場研修、職場外研修の実施            (R4年度 768人受講、R5年度 811人受講)</p>	
アンケート	市の自己評価
<p>関連項目なし</p>	<p>職員の職務遂行および育成については、条例の趣旨を遵守して行われていると考えます。            職員を対象としたアンケート<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-15</span>の結果では、条例自体に対する認知度が98.4%と非常に高い水準にあり、本条例に関する研修、全体周知等の取組が一定の成果を上げているものと推測します。            しかし、条例の内容を理解し、条例の基本理念等を意識して職務を遂行している職員が増えてきてはいるものの5割程度にとどまっていることから、今後も職員の理解と意識向上を図るための取組を続けていく必要があると考えます。</p>
メモ	